

## 施策別基本計画

### 『自然』うるおう

#### 【基本目標VIII】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

基本施策－24	自然と調和した暮らしと環境を守るまちづくり	.....	91
基本施策－25	水や緑など自然にふれあうまちづくり	.....	94

#### 【基本目標IX】 ふるさとを見直し、資源を大切にするまち

基本施策－26	循環型社会形成を推進するまちづくり	.....	96
基本施策－27	環境美化に積極的なまちづくり	.....	98

# 【基本目標VIII】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

## 基本施策－24 自然と調和した暮らしと環境を守る まちづくり



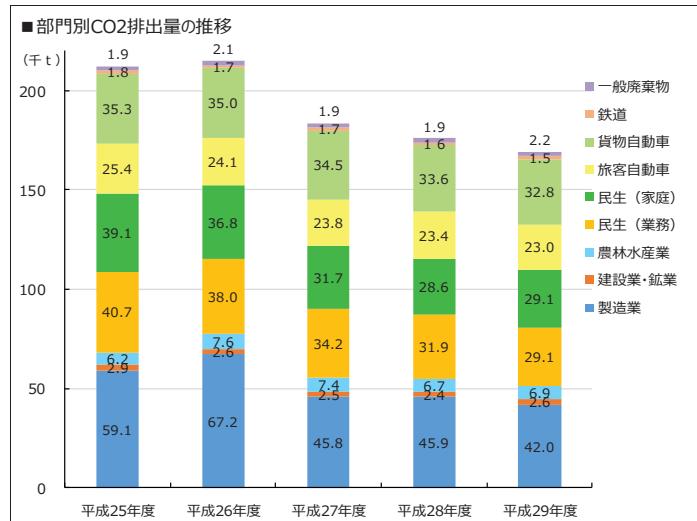
### 現状と課題

#### (1) 美しい景観の継承

- ◆ 本町の美しい景観は、豊かな自然を背景に、古くから人が住み、自然に寄り添いながら特有の歴史・文化を育んできた結果です。しかし、過疎化・高齢化による労働力の低下の影響から、耕作放棄地・荒廃竹林、危険家屋の増加等により、美しい農山村の景観の悪化が見られます。

#### (2) 地球環境保全の推進

- ◆ 国において、2050年カーボンニュートラル※1宣言がなされ、エネルギー政策や新車販売の電動車100%実現など、脱炭素に向けたあらゆる取組の検討が進められています。県や市町村においても、温室効果ガスの排出抑制等のための計画的な施策の実施が求められており、本町においては、二酸化炭素の排出量は減少傾向にあるものの、町民・事業者・行政等が連携を図りながら、より一層地球環境にやさしい取組により、温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。



【出展】環境省「部門別CO2排出量の現況推計」

- ◆ 世界的に地球温暖化対策が喫緊の課題になっており、本町においても再生可能エネルギー施設の導入が進んでいますが、個人又は事業者による個別導入になっており、町の施策としての推進体制ができておらず、エネルギーの地産地消等循環サイクルの構築が出来ていない現状にあります。

- ◆ 平均気温の上昇により、真夏日が続き冷房機の使用頻度増大による電力消費量の増加が見込まれます。

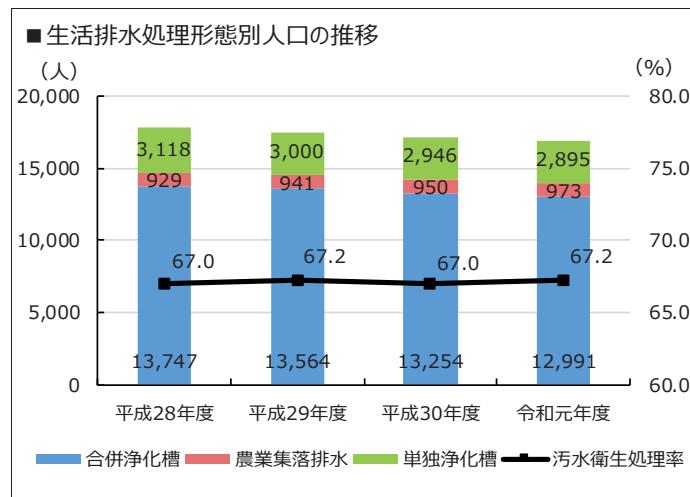
#### (3) 水辺環境保全の推進

- ◆ 河川等の水質に影響を及ぼす生活雑排水の対策として浄化槽設置整備事業に取組んでいますが、少子高齢化等の影響により、合併処理浄化槽の設置基数が減少傾向にあります。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、撤去工事にかかる費用負担が大きいため、合併処理浄化槽への転換が進まない状況にあります。

- ◆ 農業集落排水事業については、高齢化に伴い、接続者の減少が見込まれ、新規接続者の増加がない場合は、供用率の減少は避けられない状況にあります。

- ◆ 農業集落排水施設は老朽化が著しく、突発的な故障が相次いでおり、修繕料も増加傾向にあります。また、異物の混入が設備に悪影響を及ぼすため、使用者に対して注意啓発を行う必要があります。

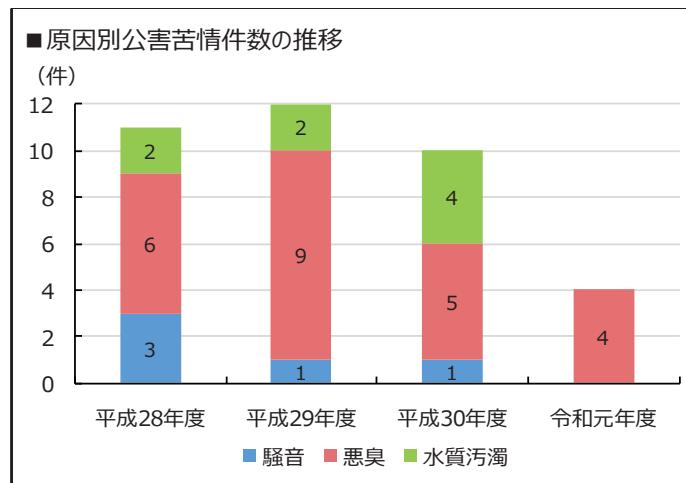


※1 カーボンニュートラルとは、環境科学の用語の一つで、何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念。

## 【基本目標VIII】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

### (4) 公害防止対策の充実

- ◆ 公害問題は、近隣トラブルに関するものも多く、民事的な環境問題について、行政側がどこまで介入してよいか判断に苦慮する場合があります。
- ◆ 町民の健康や良好な生活環境を守るために、町民の公害防止に対する意識を高め、公害の発生を未然に防止する必要があり、地域住民や事業所が一体となったマナー意識の向上に努めることが重要です。



#### 施策の方向性

##### (1) 美しい景観の継承

- ◆ 本町の美しい景観の特色を生かせるよう、住民の景観や環境美化の意識をより高め、地域・事業者等と連携を図りながら、自然や歴史・文化が豊かに息づく景観を生み出し、育てていくことに取組みます。

##### (2) 地球環境保全の推進

- ◆ 2050年カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガス排出の約8割を占めるエネルギー分野の取組が特に重要とされています。今後の電力需要は、産業・運輸・家庭部門の電化によって増加するとの試算があることから、太陽光発電をはじめバイオマス発電・小水力発電・風力発電などの様々な再生可能エネルギーの導入の可能性について検討します。更に、温室効果ガス排出の低減対策の普及や地球環境に負荷の少ない持続可能な社会システムの構築を図るとともに、発電事業者や地域関係者の相互の連携のもと、地域活力の向上に向けた持続的な取組を推進します。
- ◆ 役場庁舎内の効果的・計画的な事務処理に努め、冷暖房機・照明点灯時間の削減や、ごみの減量化、3R運動※1の推進、各施設の更新や廃止を踏まえ、施設管理・省エネ化を図ります。

##### (3) 水辺環境保全の推進

- ◆ これまで取組んできた汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を更に推進し、生活雑排水が自然環境に与える影響を最小限に抑える取組を推進します。
- ◆ 農業集落排水事業を安定的に運営するため、今後も住民に対して広報等を通じて接続を促す周知啓発を行い、未接続者の減少に努めるとともに、加入者人口の減少により使用料金収入が減少傾向にあることを考慮した料金体制への見直しを検討します。
- ◆ 農業集落排水施設の長寿命化のため、令和3年度から令和6年度にかけて大規模改修工事の計画的な実施及び令和6年4月1日開始の公営企業会計への移行作業を進めます。

##### (4) 公害防止対策の充実

- ◆ 各種苦情に対して、警察や保健所、環境美化推進員との協力体制を強化することで防止に努めます。また、広報や出前講座等で町民への啓発を行うことで、環境保全意識の向上を図ります。

※1 3R運動とは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表します。廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3つのRに取組むことでゴミを減らし、そのことでゴミの焼却や埋め立て処分による環境への影響を減らすこと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）を作ろうとするものです。

## 【基本目標VIII】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

### 施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
自然環境を守るし環境づくり	(1) 美しい景観の継承	① 住民の景観や環境美化への意識の醸成
	(2) 地球環境保全の推進	① 温室効果ガス排出の低減対策の普及・促進 ② 施設の適正管理・省エネ化の推進
	(3) 水辺環境保全の推進	① 合併処理浄化槽への転換の推進 ② 農業集落排水事業の安定運営
	(4) 公害防止対策の充実	① 公害防止に対する協力体制の強化 ② 環境保全意識の啓発

### 目標・指標

● 成果目標	現状（R1）	目標（R7）
住んでいる地域の美しさに満足している住民の割合	<b>55.6%</b>	<b>60%以上</b>
川や水路の水のきれいさに満足している住民の割合	<b>41.4%</b>	<b>50%以上</b>
● 主な指標	現状（R1）	目標（R7）
合併処理浄化槽の設置率	<b>62.5%</b>	<b>74%以上</b>
農業集落排水施設への接続率	<b>92.1%</b>	<b>95%以上</b>
公害苦情件数	<b>4件</b>	<b>0件</b>
家庭での省エネルギーへの取組に満足している住民の割合	<b>46.8%</b>	<b>50%以上</b>

### 役割分担

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 積極的に環境にやさしい生活を心がけましょう。</li> <li>◆ 自然とのふれあいを通して、自然保護意識を高めましょう。</li> <li>◆ 地球温暖化に関心を持ち、再生可能エネルギーについて学習会や環境保全活動に参加しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ まちの美化活動に地域ぐるみで取組みましょう。</li> <li>◆ 豊かな自然や歴史・文化などの美しい景観づくりに、地域全体で取組みましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 行政や他の団体と連携しながら、地球温暖化対策を推進しましょう。</li> <li>◆ 新たな環境技術の導入に積極的に取組みましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境学習の充実など、環境問題に対する啓発活動に努めます。</li> <li>◆ 町有施設の適切な管理を行い、温室効果ガス排出量の削減に努めます。</li> <li>◆ 生活環境、自然環境などの問題を適切に把握し、関係機関等と連携した公害防止対策に努めます。</li> </ul>

# 【基本目標VIII】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

## 基本施策－25 水や緑など自然にふれあうまちづくり



### 現状と課題

#### (1) 公園・緑地の整備

- ◆ 本町には、自然環境に恵まれた地区が数多く存在しており、なかでも、川内川及び鶴田ダム周辺の変化に富んだ河川景観を中心とし、紫尾山などを含めた「川内川流域県立自然公園（昭和39年4月1日鹿児島県指定）」があります。
- ◆ 県立北薩広域公園は、河川、森林などの景観を活かし、芸術性や文化性を備えた北薩地域全体のシンボル的な役割を持つ公園として、虎居地区・宮之城屋地地区の川内川に面する一帯に整備されています。
- ◆ 近年、広い自然の中で個人や家族でゆっくりと時間を過ごす「キャンプ」が、安全で健康的なレジャーとして注目されています。

#### (2) 親水護岸施設の環境整備

- ◆ 一級河川の川内川やその支流には、水辺の楽校や親水公園などが整備され住民の憩いの場として親しまれており、関係機関や地元団体と連携し除草等の環境整備を行っていますが、高齢化による地域の労力不足が課題となっています。

#### (3) 野生動植物の生息・生育環境の保全

- ◆ 地球温暖化や自然環境の変化により、天然記念物や絶滅のおそれのある野生動植物について、適切な保護に努める必要があります。  
また、イノシシやシカなどの鳥獣被害の増加により、単に農林産物の被害だけではなく、野生動植物の生態系にも影響が生じています。

### 施策の方向性

#### (1) 公園・緑地の整備

- ◆ 県において北薩広域公園「歴史ゾーン」の実施設計に着手されたことから、今後も早期整備が行われるよう、県・国へ要望を行います。
- ◆ 第2期公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金の活用による隣接するちくりん公園の再整備を実施します。
- ◆ 緑地や公園の整備、公共施設や道路沿道の緑化に努めるとともに、町民の緑化活動を支援します。
- ◆ 人々の自然への意識の変化を好機ととらえ、キャンプ施設や自然とふれあえる公園施設とその周辺整備について、地域・ボランティア団体・行政等が連携した緑化・美化活動を推進するとともに、町内施設の利用率向上を図ります。

#### (2) 親水護岸施設の環境整備

- ◆ 地元団体等との連携による清掃・除草等の通常管理を行うとともに、川内川河川事務所や公益法人鹿児島県地域振興公社との連携による水辺公園施設等の管理を行い、水辺環境の整備に努めます。

#### (3) 野生動植物の生息・生育環境の保全

- ◆ 天然記念物や絶滅のおそれのある野生動植物等について、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を適切に運用し、野生動植物の保護対策と適切な管理の啓発を図ります。
- ◆ 国や県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法の啓発、防除活動の推進に努めます。

## 【基本目標VIII】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

### 施策体系

ふ れ や あ 緑 う な ま ど ち 自 づ 然 く に り	基本項目		基本項目の展開
	(1) 公園・緑地の整備		① 北薩広域公園の整備促進 ② 公園施設の長寿命化計画に基づく再整備 ③ 官民が連携した公園等施設と周辺地域の緑化・美化
	(2) 親水護岸施設の環境整備		① 関係機関や地元団体等と連携した水辺施設等の管理 ② 自然環境に配慮した水辺環境の整備
	(3) 野生動植物の生息・生育環境の保全		① 野生動植物の保護対策 ② 外来生物の防除対策

### 目標・指標

●成果目標	現状（R1）	目標（R7）
水や緑など自然に親しめる場の整備状況に満足している住民の割合	46.5%	50%以上
●主な指標	現状（R1）	目標（R7）
水と緑に囲まれた自然景観の保全に満足している住民の割合	64.6%	70%以上
水辺や野山の生き物の生息状況に満足している住民の割合	39.9%	50%以上

### 役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ マナーを守り、適切な公園・緑地の利用を心がけましょう。</li> <li>◆ 山や川などの自然環境に配慮し、野生動植物の生息・生育環境の保全に協力しましょう。</li> <li>◆ 外来生物の飼育や栽培は、最後まで責任を持ち適切に行いましょう。</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の公園や緑をみんなで大切に守りましょう。</li> <li>◆ 農薬や化学肥料等の減に努め、自然環境に配慮した農業を心がけましょう。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 開発行為等を行う場合は、野生動植物等に配慮し、保護・保存活動に努めましょう。</li> <li>◆ 身近な自然、歴史、文化的な資産に誇りと愛着を持ち、保全と有効活用に努めましょう。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然環境に配慮し、計画的な公園緑地管理に努めます。</li> <li>◆ 自然公園や自然遊歩道、水辺公園などの自然とふれあえる場の提供に努めます。</li> <li>◆ 野生動植物の保護対策と外来生物の防除対策など、適正な管理の啓発活動に努めます。</li> </ul>